

令和6年仙審第19号

裁 決

漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年1月14日07時00分

気仙沼湾西湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 119トン

全 長 36.70メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 588キロワット

3 事実の経過

Aは、平成22年7月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配し、同室前部右舷に椅子を、前部中央に舵輪を、舵輪の前方に右舷からGPSプロッター、1号レーダー及び2号レーダーを、舵輪の右舷側に魚群探知機及び潮流計をそれぞれ配置し、操舵室上方のコンパスデッキで舵及び機関を操作するための遠隔操縦装置を備えた、まぐろはえなわ漁業に従事する鋼製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の船員8人を含む13人が乗り組み、操業の目的で、船首1.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和5年12月17日11時00分宮城県気仙沼港を発し、気仙沼湾を南下したのち、千葉県沿岸の東方沖合約230海里の漁場に向かった。

ところで、気仙沼湾は、中央に大島があつて東湾と西湾の2湾に分かれており、両湾とも南方に開き、西湾の奥に気仙沼港が位置し、同湾の大島西岸沖合約100メートルないし約600メートルを範囲とする海域に、宮城県漁業協同組合が宮城県知事から区画漁業免許を受けた5か所の漁場区域（以下「漁場区域」という。）があり、Aが備えていたGPSプロッターには、同区域が赤色の点線により表示されていた。

また、漁場区域の中央部に当たる、岩井埼灯台から001.5度（真方位、以下同じ。）1.39海里、007度1.40海里、012度1.48海里、014.5度1.37海里、018度1.36海里、017.5度1.24海里、015度1.23海里、012.5度1.29海里、004.5度1.22海里及び001.5度1.39海里の各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲は、区第1230号（以下「1230号区域」という。）として呼ばれ、毎年10月末頃から翌年5月末頃までの間、わかめなどの養殖施設が敷設されていた。

そして、a 受審人は、平成 28 年頃 A 船舶借入人が運航する漁船に航海士として乗り組んだのち、平成 30 年頃から船長職に就いており、西湾の航行経験が多くあり、漁場区域の存在及び同区域が A の GPS プロッターに表示されることを承知していた。

a 受審人は、翌 18 日 10 時 40 分前示漁場に着き、連日操業を行い、越えて令和 6 年 1 月 13 日 07 時 00 分操業を終えて帰途に就き、翌 14 日 05 時 55 分大島南方沖合に至り、常用薄明の始まりを待つて西湾を北上する目的で漂泊を開始し、06 時 35 分同南方沖合を発進し、同湾を北上し始めた。

a 受審人は、漁ろう長を操舵室に配置し、自らはコンパスデッキで遠隔操縦装置を持って立った姿勢で操船に当たり、06 時 36 分僅か過ぎ岩井埼灯台から 132 度 1.34 海里の地点で、針路を 332 度に定め、7.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

06 時 50 分半僅か前 a 受審人は、岩井埼灯台から 020.5 度 1,130 メートルの地点に達したとき、前路に認めた数隻の小型船舶群から離れて北上する目的で大島に寄って航行することとし、針路を 1230 号区域に向けると、同区域に進入して敷設された養殖施設に乗り入れるおそれがあったが、1230 号区域には養殖施設が敷設されていないので、同区域に進入しても無難に航行できるものと思い、1230 号区域を避ける針路とするなど、針路の選定を適切に行わず、針路を同区域に向く 349 度に転じ、5.0 ノットの速力に減じて続航した。

こうして、a 受審人は、1230 号区域に進入し、07 時 00 分僅か前船首方至近に養殖施設の浮き玉を認め、直ちに機関を後進としたが、効なく、07 時 00 分岩井埼灯台から 002.5 度 1.36 海里の

地点において、Aは、原針路及び原速力で、同養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、日出時刻は06時52分、常用薄明の始まりは06時23分で、視界は良好であった。

その結果、船体に損傷がなかったものの、養殖施設は、垣網などに切損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件養殖施設損傷は、気仙沼湾西湾において、気仙沼港に向けて帰航する際、針路の選定が不適切で、大島中央部西岸沖合の漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、気仙沼湾西湾において、気仙沼港に向けて帰航する場合、1230号区域の存在を知っていたのだから、同区域に敷設された養殖施設に乗り入れることのないよう、1230号区域を避ける針路とするなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、1230号区域には養殖施設が敷設されていないので、同区域に進入しても無難に航行できるものと思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、1230号区域に向首進行して同区域の養殖施設に乗り入れる事態を招き、同養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月24日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎